



□：居住誘導区域外
 ※第2回変更(令和5年3月31日)において居住誘導区域に設定しないこととし、一般居住区域に設定した範囲です。

誘導区域図
 (20 / 27)

—	行政区域
—	都市計画区域
—	市街化区域
都市機能誘導区域	
□	中心拠点
□	地域拠点
居住誘導区域	
□	中心居住区域
□	公共交通沿線居住区域
□	居住環境形成区域
その他の市街化区域	
□	一般居住区域
□	その他の市街化区域

※その他の市街化区域
 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
 高規格防災施設設置区域・土砂災害危険箇所
 特別用途地・地区計画の決定区域が
 制定されている区域、みち付地区を除く工業地域、
 都市運動公園。

0 50 100 200m
 1:2500

この図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図(1/2500, 1/10,000)を縮小して作成したものである。
 (承認番号)平成29年8月21日岩手県指令第8-5号